

新たな「重点施策実施 5 か年計画」の策定について（案）

平成 19 年 5 月 17 日  
障害者施策推進本部決定

現行の「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)が平成 19 年度で最終年度を迎えることに伴い、平成 19 年中を目途に、平成 20 年度を初年度とする新たな重点施策実施計画(以下「計画」という。)を策定する。

1. 計画の性格

障害者基本計画(平成 14 年 12 月 24 日閣議決定)の後期重点施策実施計画として、障害者施策推進本部で決定する。

2. 計画期間

平成 20 年度からの 5 年間とする。

3. 計画の内容

- ・ 2. の計画期間に重点的に取り組むべき課題について、具体的な目標及びその達成期間を定める。なお、目標の設定に当たっては、極力数値目標を置くものとする。
- ・ 計画の策定に当たっては、現行「重点施策実施 5 か年計画」策定以降の制度改正の施行状況等を踏まえるものとする。
- ・ また、上記制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、計画策定後も必要に応じ見直しを行うものとする。

4. 検討体制

関係行政機関の緊密な連携の下に、計画の総合的かつ効果的な検討に資するため、障害者施策推進本部に設置された障害者施策推進課長会議の下に、施策分野別検討チームを設けて検討を行う。

施策分野別検討チームは、その検討に当たって、障害当事者、その家族、事業者団体等の関係団体及び学識経験者から適宜意見を聴取する。